

世親作『釈軌論』第5章翻訳研究(1)

上野 牧生 / 堀内 俊郎

はじめに

『釈軌論』(*Vyākhyāyukti*)は、世親(Vasubandhu)が経典解釈(*vyākhyā*)の軌範(*yukti*)を示した著作である。より厳密には、説法者(*dharmakathika*)と呼ばれる職能的僧侶が経典解釈を含む意味での説法を行う際の方法と手順を、世親が懇切丁寧に注解した著作である。その原典はサンスクリットで記されたと推測されるが、未だサンスクリット写本の発見には至らず、また漢語に翻訳もされていないため、唯一、チベット訳が一次資料として残されている。さらに、徳慧(*Guṇamati*)による『釈軌論注』(*Vyākhyāyuktiṭīkā*, 徳慧注)も、同じくチベット訳のみが残されている。

『釈軌論』は全五章から構成される。第1章から第3章は「佛陀のことば」の解釈法、つまり経典解釈が主題である。第4章は解釈の対象となる「佛陀のことば」とは何かをめぐり佛説論を問い、そして「佛陀」とはいかなる存在かをめぐり佛身論を問う。第5章は佛陀のことばを「どのように聴くべきか」という一点に焦点が当てられる。総じて、『釈軌論』は初学者から専門家までを対象とした佛教概論の様相を呈する。このうち、第1章は上野2009に、第2章は堀内2016に、第4章は堀内2009に翻訳研究がある。一方で、第3章と第5章は先行研究に乏しく¹、翻訳研究もない。そのため、残された各章の翻訳研究が求められる。本稿は第5章の冒頭(徳慧注を含む)の翻訳研究である。

第5章の主題は、佛陀のことばを「敬意をもって聴くこと」(*śuśrūṣā*)である。この術語は世親自身が引用する『広義法門経』(*Arthavistara*)に由来するが、世親によれば、佛陀のことばを聴きたいと願うよう我々を導くのは、佛陀および佛陀のことばに対する「敬意」(*ādara/gaurava/satkṛtya*)である。得てして、話し手および話し手の言葉に敬意を欠いたまま聴かれた言葉は耳に留まらないが、敬意をもって聴かれた言葉は耳に留まるものである。つまり、ただ漫然と聴くのではなく、「敬意をもって聴くこと」、すなわち「敬聴」が、佛教の学修における重要な契機として強調される。そして、第5章では説法者に視点を合わせ、佛陀の教えを伝える者は、聴き手を「教えの器たるもの」(*deśanābhājanatva*)とするため、聴き手に敬聴を促すべきだとする。そこで世親が説法者(の予備軍)に例示するのは、「経典の偉大性」(*sūtrasya mātmya*)に関する様々な「話」(*kathā*)からなる法話集である。説法者がそうした話を聴き手に向けて話すことで、聴き手は、佛陀および佛陀のことばに対する敬意を醸成し、聴きたいと願う姿勢を形成するという。そうした「話」は内容の点から3種に分類されており、その3種に即して第5章全体が以下の3節に分節されている(§5.0.2を参照)。

§5.1 [説法者が聴き手を敬聴に向けて] 発奮させること

§5.2 [説法者が聴き手に敬聴の] 目的を明示すること

§5.3 落ち込み・居眠りと、誤解によって、心が沈み、心が乱れた者たちに、[説法者が] 珍奇な[話]、面白い[話]、厭離の話をする

本稿に掲載される翻訳研究の範囲は、§5.1の全体から§5.2の途中 (§5.2.5) までである。翻訳は、『釈軌論』本論については、デルゲ版 (D 4061) を底本とし、北京版 (P 5562)、および徳慧注のデルゲ版 (D 4069) と北京版 (P 5570) における本論所引箇所を用いて校正したテキストに基づく。徳慧注については、デルゲ版を底本とし、北京版を用いて校正したテキストに基づく。また、徳慧注に含まれる『釈軌論』本論からの引用箇所については、上記徳慧注の両版に加え、『釈軌論』本論のデルゲ版と北京版を用いて校正したテキストに基づく。

なお、本稿に掲載される翻訳研究の中で、*theg pa chen po'i mdo sde bsdu pa* 『大乘經典集』あるいは『撰大乘經』、さらに *[rgon pa'i] khyi lta bu'i gang zag bzhi* 「〔獵〕犬の如き4種の人物」と呼ばれる經典が重要な典拠として引用されているが、残念ながら現時点では出典不詳である。出典に関する情報提供を求める次第である。

『釈軌論』第5章 翻訳

5.0 第5章の趣旨説明

5.0.1 法を聴くための手順 (VyY, D shi 114a7-b4; P si 133a4-b2)

「論難・答釈」(**codyaparihāra*) という形式 (**ākāra*) についても説明し²、どのように經典を注釈すべきかという軌範／指針 (**yukti*) についても説明した³。

さらにまた、説法者 (**dharmakathika*) は、ともあれ最初に、經典を引用してから (*bkod nas*)、よく詰問すべきである⁴。聴衆 (**parśad*) に諸の答釈への渴望 (**trṣṇā*) を生じさせるためである。

一方で、〔諸の答釈への〕渴望が小さい者たちにも、耳を傾けさせるため、敬意をもって聴くこと (**śuśrūṣā*, 敬聴)⁵ に関する〔話〕を説明すべきである。

【問い】この、敬意をもって聴くことに関する〔話〕とは何か？

【答え】ある話 (**kathā*) に基づき、敬意をもって聴くことを説明する。〔聴衆が〕耳を傾けるとき、「目的」(**prayojana*) などの順序に従って經典を注釈すべきである。

【問い】では、詰問したのであれば、さらに、何のために論難を語るのか？

【答え】論難の直後に、諸の答釈を容易に理解させるためである。

【問い】先に、

經典の偉大性を聞けば、聴聞者は、聴聞と受持に敬い〔をもって〕努めるから、最初に「目的」を説明〔すべきである〕。(総括偈第2偈)⁶

と説明したのに、なぜ、最初に、敬意をもって聴くことに関する〔話〕を説明すべきなのか？

【答え】目的の説明をも、敬意をもって聴いてもらうためである。一部には、經典の内容を理解できない者たちがいるから、彼らに、せめて法だけでも敬意をもって聴くことで、福德を生じさせるため、そして「〔經典の〕内容を理解したい」と願うことで、智慧の要素 (**dhātu*) を生じさせるため、必ず、最初に、敬意をもって聴くことに関する〔話〕を説明すべきなのである。

徳慧注 (VyYT, D si 278a7-b1; P i 164a1)

「目的」などの順序に従ってとは、「目的」、「要義」、「語義」、「関連」、「論難・答釈」であって、以上の順序に従って。

5.0.2 敬意をもって聴くことに関する3つの形式 (VyY, D si 114b4-5; P si 133b2-3)

【問い】どのように説明すべきなのか？

【答え】3つの形式によって。

(5.1) 発奮させること (*samādāpanatva⁷)、

(5.2) 目的を明示すること、

(5.3) 落ち込み・居眠り、誤解によって、心が沈み、心が乱れた者たちに対し、〔それぞれ順に、〕珍奇な〔話〕、面白い〔話〕、厭離の話をするによって。

徳慧注 (VyYT, D si 278b1-4; P i 164a1-7)

落ち込み・居眠り、誤解によって、心が沈み、心が乱れた者たちに対しとは、落ち込み・居眠りによって心が沈んだ者たちに対し、3種⁸〔の話をすること〕によって、敬意をもって聴くことに関する〔話〕を説明すべきである。

珍奇など詳細に出ているのは、珍奇な話をすること、面白い話をすること、厭離の話をするによって。

珍奇な〔話〕、面白い〔話〕、厭離の話をするということ3種によって、敬意をもって聴くことに関する〔話〕を説明すべきである。なぜか。居眠りをする者、落ち込んでいる者たちに対し、〔それぞれ、〕好奇心が生じる〔話〕、あるいは面白がらせる〔話〕、あるいは厭離の話をすべきである。〔心を〕明瞭にさせるためと〔本論において〕後に説かれるからである⁹。

誤解によって心が乱れた者たちに、厭離の話をするによって説明すべきである。なぜか。心が乱れた者たちに対し、厭離の話をすべきである。〔それによって〕厭離した者たちを、心がひとつの対象に〔集中〕した状態 (*cittaikāgratā, 心一境性) とすためと〔本論において〕後に出てくるからである¹⁰。

5.1 発奮させること

5.1.1 5つの要件をそなえた御声 (VyY, D shi 114b5-115a4; P si 133b3-134a3)

【問い】どのように、発奮させることによってか？

【答え】「敬意をもって法を聴け」という〔説法者の言葉〕によって、正しく指導するからである。ここに〔言う〕「正しい指導」(*saṃniyojana¹¹) とは、発奮させること (*samādāpana) であると感じるべきである。

佛・世尊は聴衆に向かって法をお説きになられるとき、5つの要件をそなえた御声¹²を、御口から発せられる。か〔の佛・世尊〕さえもが、そうした徳性 (*guṇa) をそなえたおことばによって説法されるとき、

比丘たちよ、あなた方に法を説こう。それゆえ、聴け、よく、ただしく意を向けよ (vo bhikṣavo deśayiṣyāmi ... tac chṛṇuta sādhu ca suṣṭhu ca manasi kuruta¹³)

と、このように、〔佛・世尊が〕発奮させるのであるから、我々が〔「敬意をもって法を聴け」と説くべきであること〕は言うまでもない¹⁴。それゆえにである。

御声の5つの要件とは、

(1) 雲の声の響き (雷鳴) のようで (*meghasvaraghoṣa)、深甚であること (*gambhīra)、

(2) 快い響きで (*valgu)、耳に心地よいこと (*kaṇhasukha)、

(3) 〔聴き手の〕意に適って (*manoḥjāna)、〔聴き手を〕喜ばせること (*premaṇīya)、

(4) はっきりしていて (*viśpaṣṭa)、分かりやすいこと (*vijñeya)、

(5) 聴くに値し (*śravaṇīya)、〔聴き手の〕意に反することがないこと (*apratikūla) である。

これによって、如来の御声の5つの徳性、すなわち(1)廣大なること、(2)〔耳に〕快いこと、(3)

理に適う意味をそなえていること、(4)把握し易いこと、(5)様々〔に聴く者〕の要求に応じていることが示された。

これらの5つの徳性は、順次、(1)聴聞〔させる〕こと、(2)動揺〔させ〕ないこと、(3)解脱〔させる〕こと、(4)理解させること、(5)成熟させることへの要件となる。

総括偈は、

5つの徳性は、(1)広大なること、(2)〔耳に〕快いこと、(3)理に適う意味をそなえていること、(4)把握し易いこと、(5)様々に〔聴く者の〕要求に応じていること、というこれら5つのための要件である。

(1)聴聞〔させること〕、(2)動揺〔させ〕ないこと、(3)解脱〔させること〕、(4)理解〔させること〕、(5)成熟させることである。それによって、大牟尼のおことばは、5つの要件を〔そなえている〕。

徳慧注 (VyYT, D si 278b4-7; P i 164a7-b3)

ここに〔言う〕「正しい指導」とは、発奮させることであると知るべきである。結集者〔の〕、あるいは世間の人の意味は異ならない¹⁵と知るべきである。

これによってとは、この経節（『5つの要件をそなえた御声の解説』¹⁶）によって、如来の御声の5つの徳性が示された、すなわち、明示された〔という意味である〕。

(1)広大なることは、(1)雲の声の響き（雷鳴）のようで、深甚であるというこ〔の句〕によって〔示された〕。

(2)〔耳に〕快いことは、(2)快い響きで、耳が心地よいというこ〔の句〕によって〔示された〕。

(3)理に適う意味をそなえていることは、〔聴き手の〕意に違って、〔聴き手を〕喜ばせるというこ〔の句〕によって〔示された〕。

(4)把握し易いことは、(4)はつきりしていて、分かりやすいというこ〔の句〕によって〔示された〕。

(5)様々〔に聴く者〕の要求に応じていることは、(5)聴くに値し、〔聴き手の〕意に反することがないというこ〔の句〕によって〔示された〕。

要求に応じていることとは、〔聴き手の〕多様性〔という意味〕である。

どのように 順次、〔要件〕であるのか？

(1)広大なることは(1)聴聞〔させる〕ことの要件であり、ないし、(5)様々〔に聴く者〕の要求に応じていることは(5)成熟させることの要件となる。

5.1.2 説法と聴法のあり方 (VyY, D shi 115a4-6; P si 134a3-5)

聖者シャーリプトラは、

君たちよ、説法者の比丘が、他の者たちに向かって、法に関する話をするとき、20のあり方でもって話をすべきである。(i) 適切な時に話をすべきであり、(ii) 尊敬して、(iii) 順に
(*kathikenāyusmanto bhikṣuṇā dhārmīm kathāṃ kurvantānyeṣāṃ viṃśatibhir ākārāiḥ kathā karaṇīyā.
(i) kālena kathā karaṇīyā (ii) satkṛtya (iii) anupūrvam¹⁷)

とこのようなものなどと、

君たちよ、法を聴きたいと願う者は、16のあり方でもって法を聴くべきである。(i) 適切な時

に法を聴くべきであり、(ii) 尊敬して、(iii) 聴きたいと願って¹⁸ (... *śrotavyaḥ ... (i) kālena dharmāḥ śrotavyaḥ (ii) satkṛtya (iii) śuśrūṣamāṇena¹⁹)

とこのようなものなどを説かれた。

徳慧注 (VyY, D si 278b7-279a1; P i 164b3-4)

(i) 適切な時に話をすべきであり、(ii) 尊敬して、(iii) 順に云々は、〔既に第2章経節(62)において〕説かれているとおりのことである²⁰。

(iii) 聴きたいと願ってというこのようなものなどは、〔既に第2章経節(63)において〕説かれているとおりのことである²¹。

5.1.2の続き 聴法する者が保つべき27の心 (VyY, D shi 115a6-b4; P si 134a5-b3)

わたしやあなたにとって、それは行いがたいことであるから、それゆえ、20のあり方、あるいは、16〔のあり方〕はしばらく差し置いて、ともあれ、ひとつのあり方だけでもなしたときには、わたしも敬意をもって法を説こう。あなたも敬意をもって法を聴きなさい。『大乘經典集／撰大乘經』(*Mahāyānasūtrasamgraha²²)にも説かれているとおり、そのとおり発奮させることによって。

【問い】そこでは、どのように説かれているのか？

【答え】〔次のように説かれている。すなわち〕「それゆえ、智を有する、勝利者の息子たちは、(1) 貪りのない心、(2) 怒りのない心、(3) 作業に適した(*karmanya)心、(4) 愚かでない心、(5) 寂靜な心、(6) 粗さのない心、(7) ひとつのものを志向する心、(8) 善なる心、(9) 理解する心²³、(10) 敬う心、(11) 信解する心、(12) 正しく確立する心、(13) 懈怠のない心、(14) とらえる心、(15) 奉仕の心、(16) 励み努める(*pragraha)心、(17) 〔教えられた内容を〕実践する心、(18) 意義を見る心、(19) 〔説法師の〕欠点に注意しない心、(20) 内容に依拠する(*arthapratisaraṇa)心、(21) 尊敬する心、(22) 怯むことのない心、(23) 慢心のない心、(24) 統一した(*samāhita)心、(25) 文言に付き従うことのない心、(26) 目的を捨てない心、(27) 鋭く注意する心をつくれ」と出ている。

(徳慧注なし)

5.1.2の続き 聴法のあり方と27の心の相関 (VyY, D shi 115b4-116a3; P si 134b3-135a3)

【問い】この、発奮させることによって、何に発奮させるのか？

【答え】〔最初の〕7句((1)-(7))によって、五蓋を取り除くことに〔発奮させる〕。落ち込み・居眠りと、浮つき(*auddhatya, 掉挙)・後悔(*kaukr̥tya, 悪作)を2種となして²⁴。

〔次の〕4句((8)-(11))によっては、世尊が「〔獵〕犬の如き4種の人物」を説かれたが²⁵、〔その中での前〕三者²⁶は黒品(*kṣṇapakṣa)と共通し、〔残りの〕一者²⁷は白品(*śuklapakṣa)と共通する。他ならぬ以上〔の黒品〕の断と、他ならぬ以上〔の白品〕に〔発奮させる〕²⁸。

残りの16句((12)-(27))によっては、〔先に引用した〕『広義〔法門經〕』(*Arthavistara)の中で、聖者シャーリプトラが「16のあり方によって法を聴くべきである」と仰った、〔その〕16のあり方に発奮させる。

それ(16句)のうち、法を聴くのに適した立ち居振舞い(*iryāpatha)に確立させるから、(12)正しく確立する心である。

励み努めるから、懈怠を捨てて聴聞するから、(13)懈怠のない心であり、とらえる意思が(14)とらえる心である。

説法師に恭敬をもっているから(15)奉仕の心である。

その同じもの（奉仕の心）によって、心に従って、身と語によって心が励まされるから、(16)励み努める心である。

「この法は大いなる意義がある」と考えるのが(18)意義を見る心である。

〔説法者の〕戒²⁹と種姓と家系についての欠点に注意することがないから、(19)欠点に注意しない心である。

〔説法者の用いる〕不完全な、典籍の文言／字句（*vyañjana）に対しては、(20)内容に依拠する心³⁰があり、〔説法者の〕完全な語業に対しては、佛陀と似ているものとして(21)尊敬する心がある。

残り（(22）-（27））は理解しやすいから説明しない³¹。

以上のようなものが、発奮させることによって、である。

徳慧注（VyYT, D si 279a1-280b4; P i 164b4-166b7）

【問い】この、発奮させることによって、何に発奮させるのか？

【答え】〔最初の〕7句（(1）-（7））によって、である。どういった諸々の〔句〕によってか？「(1)貪のない心」ないし「(7)ひとつのものを志向する心」というこれら7句によって、五蓋を完全に取り除くことに〔発奮させる〕。五蓋とは、貪りと、怒りと、落ち込み・居眠りと、浮つき・後悔と、疑念であって、この五蓋の断に発奮させるのである。

落ち込み・居眠りと、浮つき・後悔を2種となして。

以上のおりであれば、これらの五蓋も、7句となる。

その中で、「(1)貪のない心」というこの〔経〕句によっては、貪りという蓋を断じることによって発奮させる、ないし、「(7)ひとつのものを志向する心」というこの〔経〕句によっては、疑念という蓋を断じることによって発奮させるに至るまで、である。

〔次の〕4句（(8）-（11））によって、すなわち(8)善なる心と、(9)理解する心と、(10)敬う心と、(11)信解する心というこれら〔の句〕によって。

世尊が「〔獵〕犬の如き4種の人物」を説かれたが、4種とはなにか。「4〔種〕の犬」と詳細に説かれ、次のとおり「聖者の法と律においても、これら獵犬（*rngon pa'i khyi*）の如き4種の人物がいる。

4種とは何か。(a) 適切でない時に大便をする獵犬の如き人物と、(b) 弾指を眺める獵犬の如き人物と、(c) 周囲を眺める獵犬の如き人物と、(d) 堅実に理解する獵犬の如き人物である。

(a) 適切でない時に大便をする獵犬の如き人物とは何か。

比丘たちよ、この世で、比丘の前に〔ある〕人物が法を聴くために坐る。比丘がそこで、初め善く、中程善く、終わり善く、意味が明瞭で、表現が明瞭な法を説き、純一な、円満な、完全に清浄な、完全に浄化された梵行を示したとき、か〔の人物〕はそのとき、欲望の思いめぐらし（**kāma*vitarka）を思惟し、瞋恚の思いめぐらし（**vyāpāda*vitarka）と、害意の思いめぐらし（**vihiṃsā*vitarka）を思惟することによって³²、彼は比丘の前に参集した目的を達成することがない。あたかも、適切でない時に大便をする獵犬は、獵師によって豚やうさぎへと放たれたとき、そのときそ〔の獵犬〕は大便秘をし、小便をするように。わたし（世尊）はその人物をそ〔の獵犬〕に似ていると語る。以上が、適切でない時に大便をする獵犬の如き人物³³と呼ばれる。

(b) 弾指を眺める獵犬の如き人物とは何か。

比丘たちよ、この世で、比丘の前に〔ある〕人物が法を聴くために坐る。比丘がそこで、およそ法にして、初め善く — 中略 — 、かの人物はそのとき、説法者の顔を眺め、弾指を眺め、彼は比丘の前に参集した目的を達成することがない。あたかも、〔獵師の〕弾指を眺める獵犬は、獵師によって豚やうさぎへと放たれたとき、そ〔の獵犬〕はそのとき、獵師の顔を眺め、弾指を眺め、そ〔の獵犬〕は、獵師によって豚やうさぎへと放たれたことの目的を、それによって達成することがない

のと似ている。わたし（世尊）はその人物をそ〔の獵犬〕に似ていると語る。以上が、〔獵師の〕弾指を眺める獵犬の如き人物と呼ばれる。

(c) 周囲を眺める獵犬の如き人物とは何か。

比丘たちよ、この世で、比丘の前に〔ある〕人物が法を聴くために坐る。比丘がそこで、およそ法にして、初め善く — 中略 — 、か〔の人物〕はその法を堅実に (dam du) 理解せず、着実に (brtan par) 理解せず、善く把握して理解せず、把握しても忘却してしまって、彼は比丘の前に参集した目的を達成することがない。あたかも、その周囲を眺める獵犬が、獵師によって豚やうさぎへと放たれたとき、そ〔の獵犬〕はそのとき、豚やうさぎの周囲を周って、〔自身の義務を〕堅実に理解せず、着実に理解せず、善く把握して理解せず、把握しても忘却してしまうのと似ている。わたし（世尊）はその人物をそ〔の獵犬〕に似ていると語る。以上が、周囲を眺める獵犬の如き人物と呼ばれる。

(d) 堅実に理解する獵犬の如き人物とは何か。

比丘たちよ、この世で、比丘の前に〔ある〕人物が法を聴くために坐る。比丘がそこで、およそ法にして、初め善く — 中略 — を説き、梵行を示したとき、彼はそのとき、堅実に理解し、着実に理解し、善く把握して理解し、把握しても忘却しないで、彼は比丘の前に参集した目的を達成する。あたかも、堅実に理解する獵犬が、獵師によって豚やうさぎへと放たれたとき、そ〔の獵犬〕はそのとき、豚やうさぎの周囲を廻って包圍して、〔自身の義務を〕堅実に理解し、着実に理解し、善く把握して理解し、捕まえて逃がさないのと似ている。わたし（世尊）はその人物をそ〔の獵犬〕に似ていると語る。以上が、堅実に理解する獵犬の如き人物と呼ばれる」〔と〕。

〔その中での前〕三者は黒品と共通しとは、先の〔前三種の獵犬の如き人物〕(a) - (c) である。

〔残りの〕一者は白品と共通するとは、最後の〔堅実に理解する獵犬の如き人物〕(d) である。

順次、他ならぬ以上〔の黒品〕の断に発奮させるのであり、他ならぬ以上〔の白品〕に発奮させる。

残りの〔16〕句 ((12) - (27)) と詳細に説かれているのは、残りの 16 句によっては、「(12)正しく確立する心」ないし「(27)鋭く注意する心」に至るこれら 16 句によって、16 のあり方に発奮させる。

16 のあり方とは何か。『広義〔法門経〕』の中で、聖者シャーリプトラが「16 のあり方によって法を聴くべきである」と仰った。〔すなわち〕

(i)適時に法を聴くべきであり、(ii)尊敬して、(iii)聴きたいと願って、(iv)不平を言わず、(v)規則正しく、(vi)あら探しをせずに、(vii)法に対する尊敬を確立して、(viii)説法者に対する尊敬を確立して、(ix)法を軽んじることなく、(x)説法者を軽んじることなく、(xi)自己を軽んじることなく、(xii)完全に知りたいという心を持ち、(xiii)一意専心に³⁴、(xiv)耳を傾けて、(xv)意を束ねて、(xvi)あらゆる心をもって集中して、法を聴くべきである。³⁵

どのようなであれば、16 のあり方において法の聴聞に発奮させるのか。それ (16 句) のうち、法を聴くのに適した立ち居振舞いを確立させるから、(12)正しく確立する心であると詳細に説かれている。以上のとおりであれば、それら〔のあり方〕によって、それら〔の心〕に順次、発奮させる。

残りは理解しやすいから説明しない。残りとは何か。「(22)怯むことのない心」ないし「(27)鋭く注意する心」に至るまでである。

その中で、「(22)怯むことのない心」というこの句によっては、「(xi)自己を軽んじることなく」というこのあり方に発奮させる。

「(27)鋭く注意する心」に至るまでのこれ〔らの句〕によっては、「16 のあり方の」〔(xvi)あらゆる心を持って集中して〕というこ〔のあり方に、順〕に発奮させる。

以上のようなものが、発奮させることによってである。

5.2 目的を明示すること

5.2.1 3種の器 (VyY, D shi 116a3-6; P si 135a3-7) ³⁶

【問い】どのように、目的を明示することによって〔説明すべきなの〕か？なぜ、敬意をもって法を聴くべきなのか？

【答え】〔次の〕3つの器 (*bhājana) ³⁷には、天が雨を降らせても、水の用をなさない。

- (1) ひっくり返っていて、あるいは、割れていて、その中に〔雨が〕降らない〔器〕と、
- (2) 不浄であり、その中に〔雨が〕降っても〔水が〕汚れてしまう〔器〕と、
- (3) 穴が空いていて、その中に〔雨水が〕貯まらない〔器〕と。

同様に、聴き手 (*śrotṛjana) たちの意という3つの器には、説法者が法の雨を降らせても、法の〔雨が〕水の用をなさない ³⁸。

- (1) 散乱、落ち込み、居眠りによって〔法を〕聴かないため、そこに〔法の雨が〕降らない〔聴き手たちの意〕と、
- (2) 正しく意を向けることがないため、そこに〔法の雨が〕降っても〔水が〕汚れてしまう〔聴き手たちの意〕と、
- (3) 覚えが悪いため、そこに〔法の雨が〕貯まらない〔聴き手たちの意〕と。

それゆえ、以上の〔3つの〕過失を断じるため、世尊は「それゆえ、聴け、よく、ただしく意を向けよ」(*tac chṛṇuta sādhu ca suṣṭhu ca manasikuruta) と仰っているのだから、そうした聴聞についての過失が我々に生じるのは適切でないから、敬意をもって法を聴くべきである。

徳慧注 (VyYT, D si 280b4-5; P i 166b7-167a1)

(1) 散乱、落ち込み、居眠りによってとは、散乱と、落ち込みと、居眠りとによって〔という Dv.〕である。

以上の〔3つの〕過失を断じるため、〔つまり〕上述されたその3つの過失を断じるため、世尊は「それゆえ、聴け、よく、ただしく意を向けよ」と仰っている。順序どおりにである。

それら〔の過失〕の中で、中間の〔(2)〕が最も悪辣／悪質である。それ(2)の過失)によって〔教えを〕把握するのである。

5.2.2 3種の病人 (VyY, D shi 116a6-b2; P si 135a7-b4) ³⁹

第1の病人は医師の処方 ⁴⁰を知らず、第2〔の病人〕は〔医師の処方を〕誤って捉えている。

例えば、下痢の者 ('khrus pa ⁴¹) に対して「米粥 ('bras khu ⁴²) を補給しなさい」と忠告したのに、酸乳 (zho ga chu ⁴³) を補給したり、消化不良の者 (drod chung ba ⁴⁴) に対して「粉をかき混ぜたもの (phye ma ⁴⁵ sbyar ba) を漉して、三包 (pho sum) に分けて飲み込みなさい」と忠告したのに、分けることなく丸飲みしたり、同様に、「油を服用して (snum thong la ⁴⁶)、このとおりに下剤 (bkru sman ⁴⁷) を飲みなさい。飲んだ後にもこのとおりに米粥や薄い粥 (thug pa ⁴⁸) などを、順次 (少しづつ)、摂取しなさい」と忠告したのに、一日だけですべてを〔摂取〕してしまう ⁴⁹。第3〔の病人〕は〔医師の処方を〕正しく捉えて〔いながら〕、無駄にしている者の如くである。彼らの中で、中間の者が、最も悪辣／悪質である。こ〔の佛〕の教えに対しても、そうした3〔種〕の人物がいるから、彼らへの対治として、世尊は「聴け、よく、ただしく意を向け〔よ〕」〔という経句〕によって、聴聞へと発奮させる。

それゆえ、〔そのような〕病人のようになってしまっは適切でないから、敬意をもって法を聴くべきである。

徳慧注 (VyYT, D si 280b5-6; P i 167a1-3)

彼らへの対治としてと詳述されているのは、彼らに対する対治〔という Tp.〕である。世尊は、そうした 3〔種〕の人物の対治として、順序どおり「それゆえ、聴け」という〔経句〕によって、聴聞へと発奮させる。〔そして、〕「よく、ただしく意を向けよ」という〔経句〕によって、よく、ただしく意を向けることへと発奮させる。

5.2.3 父を害する 3 種の患者 (VyY, D shi 116b2-4; P si 135b4-6) ⁵⁰

3〔種〕の患者は、父を害する。

- (1) 食事を摂らない者、
- (2) 適切でないものを食する者、
- (3) 適切である食物を嘔吐する者である。

同じく、煩惱をもつ患者たちも、法の父である佛陀を害する。

- (1) 正法を聴かない者、
- (2) 非如理作意〔をもって聴く〕者、
- (3) 正しく作意しないせいで忘れる者である。

それゆえ、法の父である佛陀を害することになってしまっただけでは適切でないから、敬意をもって聴くべきである。

(徳慧注なし)

5.2.4 5 つの利点 (VyY, D shi 116b4-117a7; P si 135b6-136b3) ⁵¹

世尊は法を聴くことの 5 つの利点 (**anuśamsā*) を説かれた。(1)未だ聞いたことのないことを聞くこと、(2)聞いたことに熟達すること ⁵²、(3)疑念を捨てること、(4)見解を真っ直ぐにすること、(5)智慧によって深い意味とことばを理解することである。 ⁵³

【問い】その中で、どのように、(1) 未だ聞いたことのないことを聞くのか？

【答え】無始爾来の輪廻において、〔佛教〕以外のあらゆる教典 (*bstan bcos*) では聞いたことのない、〔五〕蘊、〔十八〕界、〔十二〕処、〔十二支〕縁起、〔四〕聖諦、〔四〕念処、〔四〕正断、〔四〕神足、〔五〕根、〔五〕力、〔七〕覚支、息念、学処、証淨の設定 ⁵⁴、雑染と清淨の諸法の、自〔相〕・共〔相〕、顛倒のない因果の相の教示、我語取 ⁵⁵の断の教示、有学・無学の人物の区別と偉大性 (**māhātmya*)、沙門果、〔八〕解脱、勝処、遍処、無諍、願智など、如来の〔十〕力、〔四〕無畏、〔十八〕佛不共法の偉大性 ⁵⁶などを聞く。このようにして、(1)未だ聞いたことのないことを聞く。

【問い】どのように、(2) 聞いたことに熟達するのか？

【答え】佛陀の出世を、他の者たちから〔聴いた〕者、あるいは現に聴いたと語る者 ⁵⁷、あるいは、有垢である者、彼は〔法を〕聴くことによって〔垢が〕除かれ、無垢にする。このようにして、聞いたことに熟達する。

【問い】どのように、(3) 疑念を捨てるのか？

【答え】その心の中に疑い (**saṃśaya*) が生じる者、彼は法を聴くことによって確信を得る。

【問い】どのように、(4) 見解を真っ直ぐにするのか？

【答え】それ (疑念) によって心の中に誤解 (邪分別) が生じる者、彼は〔法を聴くことによって〕正しく理解 (分別) する〔ようになる〕。

【問い】どのように、(5) 智慧によって深い意味とことばを証得するのか？

【答え】縁起の法性を聞いて、法性を証得し、聖諦を現証する。

以上の5つの利点によって、3つの慧が完全に浄化されることを示す。すなわち、(1)未だ聞いたことのないことを聞き、(2)聞いたことに熟達することにより、聞所成慧が完全に浄化される。(3)疑いが断ぜられ、(4)見解を真っ直ぐにすることにより、思所成〔慧〕が〔完全に浄化される〕。(5)智慧によって深い意味とことばを証得することにより、修所成慧が完全に浄化される。⁵⁸

これらの利点が現に見られるのだから、正法の聴聞に際して敬意をもって聴くべきである。

徳慧注 (VyYT, D si 280b6-281a5; P i 167a3-b2)

設定と詳細に説かれている中で、この「設定」(*vyavasthāna)〔という語〕は、上述された蘊、界、処などにそれぞれ係る。

どのようにか。〔五〕蘊の設定、〔十八〕界の設定、〔十二〕処の設定、ないし、〔証〕浄に至るまでの設定である。それが設定である。

〔五〕蘊、〔十八〕界、〔十二〕処などの、雑染と清浄の諸法の、適宜、自・共の相、顛倒のない因果の相の教示も同様である。

その、我語取⁵⁹の断の教示も、雑染と清浄の諸法についての設定である。〔それらについて、〕未だ聞いたことのないことを聞くのである。

欲取と見取と戒禁取の断の教示〔を聞くの〕ではない。なぜなら、外道たちでさえ、その断を説く〔からである〕。

次のように經典にも

誰であれ沙門あるいは婆羅門は (*ye kecic chramaṇā brāhmaṇā vā)、欲取と見取と戒禁取の断と遍知を説くが、我語取〔の断と遍知を説くの〕ではない。⁶⁰

と出ている。

有学・無学の人物ないし願智などをも聞く⁶¹。

(2)〔聞いたことに〕熟達するとは、無垢にするという意味である。

5.2.5 4つの利点 (VyY, D shi 117a7-118a3; P si 136b3-137a8)⁶²

【問い】さらに、なぜ〔敬意をもって聴くべきであるの〕か？

【答え】世尊が、

- (1)聞いて、諸の道理(法)を知り、
- (2)聞いて、悪から遠ざかる。
- (3)聞いて、不利益を捨て、
- (4)聞いて、涅槃を得る。⁶³

と仰られたからである。

【第1解釈】【問い】その中で、どのように、(1)聞いて、諸の道理を知るのか？

【答え】この世において、ある者たちは、如来がお説きになられた法と律を聞いたならば、「正しい戒、〔正しい〕定、〔正しい〕慧が説かれたが、それこそが道理であり、他の外教徒たちの説く、火や水〔の中〕に入ること、断食、激しい苦行、傷害⁶⁴、祭式などを説くのは〔道理では〕ない」と知る。

【問い】どのように、(2)聞いて、悪から遠ざかるのか？

【答え】この世において、ある者たちは、如来がお説きになられた法と律において、増上戒学

(*adhiśīlaṃ śikṣā) を聞いたならば、それ(増上戒学)に依ることによって、悪行から遠ざかる。

【問い】どのように、(3) 聞いて、不利益を捨てるのか？

【答え】この世において、ある者たちは、如来がお説きになられた法と律において、増上心学(*adhicittaṃ śikṣā)を聞いたならば、それ(増上心学)に依ることによって、愚者たちが利益(*artha)と想っている、〔実際は〕不利益となる、諸の欲望の対象(*kāma)を捨てる。

【問い】どのように、(4) 聞いて、涅槃を得るのか？

【答え】この世において、ある者たちは、如来がお説きになられた法と律において、増上慧学(*adhiprajñāṃ śikṣā)を聞いたならば、それ(増上慧学)に依ることによって、漏尽(*āsravaḥ)を現証する。

これ(当該偈)によって、正法を聴くことの4種の利点、〔すなわち〕(1)正見を得ること、〔それぞれ〕三学に正しく依ることによって、(2)悪を超克すること、(3)欲望の対象を超克すること、(4)再有(*punarbhava)を超克することがあると、順次、示された。

【第2解釈】また、煩惱を打ち破るという原因によって、4種の利点、〔すなわち〕(1)正見を得ること、(2)業の汚れ(*karmasamkleśa)を超克すること、(3)煩惱の汚れを超克すること、(4)生の汚れを超克することがあると示された⁶⁵。

【第3解釈】さらに、4種〔の利点〕がある。(1)如来がお説きになられた法と律への信を得ること、(2)出家すること、(3)感官の門を守ることという順序次第によって第四静慮に至るまで〔を得ること〕である。彼は、欲界離貪のために、障碍を捨て、(4)聖諦を如実に知ることという次第によって漏尽に至るのである。『ニャグローダ〔経〕』⁶⁶などの諸経典によって論証すべき⁶⁷である。

このとおり、多種の利点が現に見られるということから、敬意をもって法を聴くべきである。

徳慧注 (VyYT, D si 281a5-284a5; P i 167b2-171b1)

【第1解釈】さらに、なぜ敬意をもって聴くべきであるのか？ これによってとは、この偈によって。

どのように順次であるのか。(1)正見を得ることが、

(1)聞いて、諸の道理を知り、

というこの句によって示された。

増上戒学に正しく依ることによって、(2)悪を超克することが、

(2)聞いて、悪から遠ざかる。

というこの句によって示された。

増上心学に正しく依ることによって、(3)欲望の対象を超克することが、

(3)聞いて、不利益を捨て、

というこの句によって示された。

増上慧学に正しく依ることによって、(4)再有を超克することが、

(4)聞いて、涅槃を得る。

というこの句によって示された。

【第2 解釈】また、煩惱を打ち破るという原因によってであり、欲望〔の対象〕を打ち破るという原因によってではない。次のように、この世において、ある者たちはと詳細に説かれており、ないし、(3)〔実際は〕不利益となる、諸の欲望の対象を捨てるに至るまで、直後に説かれたからである。4つの句によって、順次、(1)正見を得ること、と詳細に説かれた4種の利点が示された。

【第3 解釈】さらに、4種の利点が示された。第1句によっては(1)信を得ることが。第2句によっては(2)出家することが。第3句によっては(3)感官の門を守ることという順序次第によってと詳細に出ている。第4句によっては(4)聖諦と詳細に出ている。

『ニャグローダ〔経〕』などの諸経典によって論証すべきである。
どのようにか。

[1] ニャグローダよ、この世間において、教主である如来・阿羅漢・正等覺・明行足・善逝・世間解・無上調御丈夫・天人師・佛・世尊が、この世間にお生まれになり、初め善く、中程善く、終わり善く、意味が明瞭な、表現が明瞭な法を説かれ、純一な、〔円満な、〕完全に清浄な、完全に浄化された梵行を示された。およそ家長であれ、あるいは家長の息子であれ、その法を聴くならば、⁶⁸かの者は、その法を聞いた後、信を得る。

(以下略)⁶⁹

以上のとおり、『ニャグローダ経』によって、如来がお説きになられた法と律に対する信の獲得と、出家ないし漏尽に至るまでが論証された。

『ニャグローダ経』などということばによっては、別の経、〔すなわち〕『ガナカ』(Ganaka)⁷⁰などの経によっても論証すべきである。

このとおり、多種の利点が現に見られるということからである。何をか。

(1)聞いて、諸の道理を知り

と詳細に出ているのを、である。敬意をもって法を聴くべきである。

(未完)

略号と参考文献

Apte Vaman Shivaram APTE, *The Practical Sanskrit-English Dictionary*, Kyoto: Rinsen Book Co., 1978.

BHSD Franklin EDGERTON, *Buddhist Hybrid Sanskrit Grammar and Dictionary*, vol. 2: Dictionary. Kyoto: Rinsen Book Co., 1985.

Negi Je Esa NEGI, *Bod skad dang Legs sbyar gyi tshig mdzod chen mo (Tibetan-Sanskrit Dictionary)*. Sarnath/Vanarasi: CIHTS, 1993-2005.

D デルゲ版チベット大蔵経.

P 北京版チベット大蔵経.

SWTF Heinz BECHERT et al., *Sanskrit-Wörterbuch der buddhistischen Texte aus den Turfan-Funden und der kanonischen Literatur der Sarvāstivāda-Schule*. Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 1973ff.

T 大正新脩大蔵経.

蔵漢大辞典 『蔵漢大辭典』、北京：民族出版社、2000.

一次文献

パーリ仏典の略号については *A Critical Pāli Dictionary* の Epilegomena に従う。

AvDh *Arthavistaro nāma dharmaparyāya*. HARTMANN 1991.

AvDh(tib.) Tibetan Translation of the AvDh. HARTMANN 1991.

AAĀ(V) *Abhisamayālamkāralokā* (Haribhadra): P.L. VAIDYA (Ed.), Darbhanga 1960.

AAĀ(W) *Ibid.*, WOGIHARA Unrai (Ed.), Tokyo 1932-1935.

AKBh *Abhidharmakośabhāṣya* (Vasubandhu): P. PRADHAN (Ed.), Patna 1967.

AKBh(chin.) Chinese Translation of the AKBh. T 1558, 1559.

AKBh(L) Chapter IX, Ātmavādapratishedha of the AKBh: LEE Jong Choel (Ed.), Tokyo 2005.

AKBh(tib.) Tibetan Translation of the AKBh. D 4090, P 5595.

Avś *Avadānaśataka*. J.S. SPEYER (Ed.), St. Petersburg 1902-1909.

AVSN *Arthaviniścayasūtranibandhana* (Vīryaśrīdatta): N.H. SAMTANI (Ed.), Patna 1971.

BoBh *Bodhisattvabhūmi*. WOGIHARA Unrai (Ed.), Tokyo 1930-1936.

CS *Carakasamhitā*. Vaidya Jādavji Trikamji Āchārya (Ed.), Varanasi 2001. (Chaukhambha, 5th Ed.)

GAS *Gāthārthasamgraha* (Unknown): D 4103, P 5604.

Mvy(S) *Mahāvvyūtpatti*. SAKAKI Ryōzaburo (Ed.), Kyoto 1916-1925.

Mvy(IF) *Ibid.*, ISHIHAMA Yumiko and FUKUDA Yōichi (Eds.), Tokyo 1989.

PSVy *Pratīyasamutpādavyākhyā* (Vasubandhu): D 3995, P 5496. Skt. Fragments: G. TUCCI (Ed.), Roma 1971.

PSVyT *Pratīyasamutpādādivibhaṅganirdeśaṭīkā* (Guṇamati): D 3996, P 5497.

SBhV *Saṅghabhedavastu*. Raniero GNOLI (Ed.), Roma 1977, 1978.

SS *Suśrutasaṃhitā*. Vaidya Jādavji Trikamji Āchārya (Ed.), Varanasi 1992. (Chaukhambha, 4th Ed.)

Uv *Udānavarga*. Franz BERNHARD (Ed.), Göttingen 1965.

Uv(tib.) *Udānavarga* (Tibetan). Champa Thupten ZONGTSE (Ed.), Göttingen 1990.

Uvv *Udānavargavivarāṇa* (Prajñāvarman): Michael BALK (Ed.), Bonn 1984.

VyS **Vyākhyāsamgrahaṇī*. D 4042, P 5543.

VyY *Vyākhyāyukti* (Vasubandhu): D 4061, P 5562.

VyYT *Vyākhyāyuktiṭīkā* (Guṇamati): D 4069, P 5570.

『長阿』 『長阿含經』 T1, No. 1.

『中阿』 『中阿含經』 T1, No. 26.

『増阿』 『増一阿含經』 T2, No. 125.

Bu ston chos 'byung bde bar gshegs pa'i bstan pa'i gsal byed chos kyi 'byung gnas gsung rab rin po che'i mdzad ces bya ba (Bu ston rin chen grub): rDo rje rgyal po (Ed.), Beijing 1988.

Lam rim chung ngu skyes bu gsum gyi nyams su blang ba'i byang chub lam gyi rim chung ba (Tsong kha pa blo bzang grags pa): Tshul khriims skal bzang (Ed.), Chengdu 2014.

二次文献

上野 牧生

2009 「『釈軌論』第一章の研究」、課程博士論文（大谷大学）、未出版。

- 2018 「『プトン佛教史』試訳(1)」『真宗総合研究所研究紀要』35(印刷中).
- 大地原 誠玄(訳)、矢野 道雄(校訂)
1993 『スシュルタ本集』、東京:たにぐち書店.(全3巻)
- ツルティム ケサン・藤仲 孝司
2005 『悟りへの階梯:チベット仏教の原典 菩提道次第〔小〕論』、京都:UNIO.
- 浪花 宣明
2017 『原始仏典III 増支部経典 第二巻』、東京:春秋社.
- 堀内 俊郎(HORIUCHI Toshio)
2005 「『世親作』の論書について—『頌義集(*Gāthārthasamgraha)』研究—」『日本西蔵学会々報』51: 15-23.
2008 “How to Interpret and Preach the Buddha's Teaching: The Discussion in Chapter 5 of the *Vyākhyāyukti*,” 『印度学仏教学研究』56-3: 1126-1130.
2009 『世親の大乗仏説論—『釈軌論』第四章を中心に—』、東京:山喜房佛書林.
2016 『世親の阿含経解釈—『釈軌論』第2章訳註—』、東京:山喜房佛書林.
2017 「『釈軌論』第2章における世親の阿含経解釈の特徴」『東洋学研究』54: 93-107.
2018 「『仏随念注』・『仏随念広注』に対する文献学的研究—Arthaviniścayasūtranibandhana との対比で—(1)」『東洋学研究』55(印刷中).
- 向井 亮
1985 「『瑜伽師地論』撰事分と『雑阿含経』—『論』所説の<相応アーガマ>の大綱から『雑阿含経』の組織復原案まで—」『北海道大学文学部紀要』33-2: 1-41.
- 八尾 史
2013 『根本説一切有部律 薬事』、東京:連合出版.
- 矢野 道雄
1988 『インド医学概論:チャラカ・サンヒター』、東京:朝日出版社.
- CHUNG, Jin-il
2008 *A Survey of the Sanskrit Fragments Corresponding to the Chinese Saṃyuktāgama*. Tokyo: The Sankibo Press.
- CHUNG, Jin-il and FUKITA, Takamichi
2011 *A Survey of the Sanskrit Fragments Corresponding to the Chinese Madhyamāgama*. Tokyo: The Sankibo Press.
- ENOMOTO, Fumio
1989 “Śārirārhagāthā: A Collection of Canonical Verses in the Yogācārabhūmi. Part 1: Text,” *Sanskrit-Texte aus dem buddhistischen Kanon 1*. Göttingen: Vandenhoeck und Ruprecht, 17-35.
- HARTMANN, Jens-Uwe
1991 *Untersuchungen zum Dīrghāgama der Sarvāstivādins*. Unpublished Habilitation Thesis. Göttingen.
- OBERMILLER, Eugène
1931 *History of Buddhism (Chos-ḥbyung) by Bu-ston*, Part 1. Heidelberg: Institut für Buddhismus-Kunde.
- SAMTANI, Narayan Hemandas
1971 *The Arthaviniścaya-sūtra & its commentary “Nibandhana”*. Patna: K.P. Jayaswal Research Institute.
- SCHIEFNER, Anton
1879 “Über Vasubandhu's Gāthārthasamgraha,” *Bulletin de l'Académie impériale des sciences de St. Pétersbourg* 25: 69-94.
- SKILLING, Peter
2000 “Vasubandhu and the *Vyākhyāyukti* Literature,” *Journal of International Association of Buddhist Studies* 23-2: 297-350.

TUCCI, Giuseppe

1930 “Fragment from the Pratītyasamutpāda-vyākhyā of Vasubandhu,” *Journal of Royal Asiatic Society* 1930: 611-630. (Reprint: *Opera Minora* I, Roma: Giovanni Bardi, 1971, 277-304.)

註

- 1 第5章を対象とした先行研究に、前四章における経典解釈法との対比により第5章の位置付けを確認した HORIUCHI 2008, チベット訳としてのみ残されている『頌義集』(*Gāthārthasamgraha*)の第10偈注釈箇所と第5章の並行関係を指摘した SKILLING 2000: 325-365がある。『頌義集』は『頌集』(*Gāthāsamgraha*)に対する作者不明の散文注であり、『頌集』の第10偈=Uv(tib.) 22.6に対する注釈に際し『頌義集』では全11節にわたり詳細に注釈が施されるが、それらはほぼ全面的に『釈軌論』第5章からの引用である(→5.2.5)。したがって、その『頌義集』第10偈注釈箇所の独訳研究を含む SCHIEFNER 1879も第5章の先行研究としての側面を併せ持つ。堀内 2005も参照。同様に、『プトン佛教史』も第5章からの引用が多いため、その英訳研究である OBERMILLER 1931も先行研究としての側面を併せ持つ。
- 2 『釈軌論』の第1章から第4章は「目的」「要義」「語義」「関連」「論難・答釈」からなる5つの形式に沿ってその全体が立論されている。そして、この第5章冒頭の「論難・答釈という形式についても説明し」は「答釈」(15)に相当する先の第4章の説明が完了したことを示す。
- 3 第5章に先行する前四章の主題が「経典解釈」であることを示す。なお、佛説論と佛身論が論じられる第4章では「経典解釈」が直接には主題化されていないものの、前注に記したとおり、第4章は「論難・答釈」のうち最後の「答釈」(15)に位置づけられている。そのため、ここでは第4章の主題も「経典解釈」に統合されている。
- 4 brgal zhing brtag par bya の対応梵語として Negi s.v.は paryanuyojyam を挙げる。それゆえ当該箇所を「…を引用した後、よく調べるべきだ (paryanuyojya)」と訳出することも可能であるが、そうであれば次の文に置かれた lan/*parihāra の意味が不明瞭となってしまう。したがって、ここでは*parihāra と対比させ*codya を強調し、「詰問」と訳した。paryanuyojya については『俱舍論』(*Abhidharmakośabhāṣya*)「破我品」に次の用例がある。
AKBh 471.10-11; AKBh(L) 112.2-3: pudgalas tu paryanuyojyaḥ kiṃ kāraṇaṃ bhagavān jīvaṃtu pudgalam astīti vyākaroti paraṃ maraṇān na vyākarotīti.
AKBh(chi.): 応作～問、応詰
AKBh(tib.): brgal (brgal] D; rgal P) zhing brtag par bya ste |
- 5 gus par mnyan pa [dang ldan pa], *śuśrūṣā/*śuśrūṣamāṇa. 第5章の中心課題となるこの術語の出典は、『釈軌論』を見る限り『広義法門経』である。AvDh 5.3 śuśrūṣamāṇena, gus par nyan pa に相当する、安世高による漢訳は「爲耳聽」、眞諦による漢訳は「欲樂」である。さらに、『釈軌論』関連文献におけるチベット訳例は、『釈軌論』では sri zhu, 徳慧注では nyan par gus pa である。音訳である sri zhu は gaurava (尊重), pūjā (恭敬), bhakti (信愛) にも充てられる訳語でもある (Negi s.v.)。なお、『広義法門経』では§5の他、名詞形 śuśrūṣā の用例は 8.5 (智慧を成熟させる徳目として)、20.9 (不浄想を強化する徳目として)、32.8 (如理作意に資する徳目として) の3箇所にある。SWTF s.v. śuśrūṣā も併せて参照。
- 6 第1章に置かれる総括偈第2偈の再出である。ヴィールヤシュリーダッタの『決定義経注』(*Arthavinīścayasūtranibandhana*) からサンスクリットが回取される (AVSN 写本の略号については堀内 2018: nt. 4 を参照)。Cf. AVSN 72.4-5:
śrutvā sūtrasya mātmyam śrotur ādarakāritā |
śraṇaṇodgrahaṇe¹ syād ity² ādau vācyam³ prayojanam ||
¹ -odgrahaṇam Ms, SAMTANI; -odgrahaṇe G, N, T Mss. 3 写本に従い SAMTANI Ed. を訂正する。
² syād iti Ms, G Mss., SAMTANI; syātām N, T Mss.
³ vācām SAMTANI; vācyam Ms, G, N, T Mss. 4 写本に従い SAMTANI Ed. を訂正する。

- 7 yang dag par 'dzin du gzhug pa. その原語は samādāpana と推測される。第1章では yang dag par len du gzhug pa がこの語に対応していたが、この語のチベット訳例は一定していない。以下の用例を参照。
Mvy(S) 6833; Mvy(IF) 6802: samādāpayati, yang dag par 'dzin du 'jug gam byed du 'jug;
Negi s.v.v., yang dag par 'dzin du 'dzud pa: samādāpanam; yang dag par 'dzin du gzhug pa: samādāpanī(BoBh);
yang dag par 'dzin du gzud pa: samādāpanam.

なお、BHSD s.v. samādāpayati は、incites (to)の訳語を充て、with loc., which seems to imply weakening of the orig. lot. mg. という。ちなみに、『釈軌論』でも以下の箇所には gang la とあり、そこでもこれの類似語は loc.をとるようである。

- 8 ここに「3種 [の話]」とあるのは不可解である。『釈軌論』本論の趣旨は、説法者が、落ち込みによって心が沈んだ者たちに対して「珍奇な話」をし、居眠りによって心が沈んだ者たちに対して「面白い話」をする、というものであろう。そのため、正しくは「2種 [の話]」であると思われる。詳細は次注を参照。
- 9 『釈軌論』本論の後出箇所 (§5.3.0) からの先取り引用であるが、些か問題がある。本論の後出箇所には「落ち込んでいる者・居眠りをする者たちに対し、心を明瞭にするため、〔それぞれ、〕好奇心が生じる [話]・面白い話をするべきである」(VyY, D 129a5-6, P 150a3-4: rmugs pa dang gnyid dang ldan pa dag la sems gsal(gsal] D; bsal P) bar bya ba'i phyir ya mtshan skye ba'am | rab tu dga' ba'i gtam bya'o ||) とあり、説法者が、落ち込んでいる聴衆に対しては珍奇な話によって好奇心を生じさせ、居眠りをする聴衆に対しては面白い話によって心を明瞭にさせること(眠気を取り除くこと)が簡潔に述べられる。世親による記述を整理すれば以下のとおり。

聴衆のふるまい	個々のふるまいに起因する聴衆の状態	効果的な話	説法師が当該の聴衆に話をする目的
落ち込む	心が沈んでいる	珍奇な話	心を明瞭にさせる(好奇心を生じさせる)ため
居眠りする	心が沈んでいる	面白い話	心を明瞭にさせる(眠気を取り去る)ため
誤解する	心が乱れている	厭離の話	心をひとつの対象に集中させる(心一境性を行わせる)ため

それに対し、徳慧注の先取り引用文では、居眠りをしたり、落ち込んでいたり、心が沈んでいる聴衆に対して、厭離の話をすべきであると記されており、本論と整合しない。したがって、徳慧注にある rmugs pa dang gnyid kysis sems zhum pa rnams la rnam pa gsum dag gis(gis] D; gi P) gus par mnyan pa dang ldan pa bshad par bya'o および gnyid dang rmugs pa dang ldan pa rnams la ya mtshan skyes(skyes] P; skyed D) pa'am | rab tu dga' bar bya ba'am | skyo ba'i gtam bya ste(bya ste] em.; byas te DP) の下線箇所は、徳慧による誤解である可能性もある。徳慧注の内容を整理すれば以下のとおり。

聴衆のふるまい	個々のふるまいに起因する聴衆の状態	効果的な話	説法師が当該の聴衆に話をする目的
落ち込む・居眠り	心が沈んでいる	珍奇な話・面白い話・ 厭離の話	心を明瞭にさせるため
誤解する	心が乱れている	厭離の話	心をひとつの対象に集中させるため

- 10 『釈軌論』本論の後出箇所 (§5.3.0) からの先取り引用であるが、僅かに語句の出入りがある。
cf. VyY, D 129a6, P 150a4: sems rnam par g-yeng ba rnams la skyo bar bya ste | skyo bar gyur pa(gyur pa] P; 'gyur ba D) rnams la(la] D; om. P) sems rtse gcig pa nyid du bya ba'i phyir ro ||
cf. VyY^T, D 278b4, P 164a6-7: sems g-yeng ba(g-yeng ba] P; g-yengs pa D) rnams la skyo ba'i gtam bya ste | skyo ba rnams sems rtse gcig pa nyid du bya ba'i phyir ro ||

- 11 yang dag par 'dud pa. Negi s.v.によれば、sanniyojayati, niyojayati, samādāpayati, samādāpeti, sanniyojanam などの訳例がある。ただ、これは*sam-āvdāへの語注と推測されるため、その関連語を除けば、原語は samniyojayati, niyojayati (またはその行為名詞形) あたりであろう。ni'vyuj は、Apteによれば、caus.の場合、to incite, urgeの意味があり、この文脈にも一致する。つまりこの箇所は、samādāpana = samniyojanaであることを示す注釈であり、ともに「発奮させる」「鼓舞する」などを意味する。
- 12 dbyangs kyi yon tan lnga po, *pañcāṅgopeta-svara. Avś I 258.13 などに言及がある。
- 13 Cf. SWTF s.v. śru.
- 14 この記述は「5つの要件をそなえた御声をもつ佛陀ですら、その勝れた御声によって聴衆は自ずから敬聴するであろうにもかかわらず、あえて、さらに「それゆえ、聴け、よく、ただしく意を向けよ」というのであるから、そうした御声をそなえていない我々が聴衆に「敬意をもって法を聴け」と説くべきであることは言うまでもない」という趣旨であろう。
- 15 sdud par byed pa'am 'jig rten pa'i don gzhan ma yin par rig par bya'o ||. *samādāpana, *samniyojanaの意味は、「結集者」すなわち佛典における用法と、世間一般における用法との間では意味が異ならない、つまり同じ意味であるとの注釈であろう。
- 16 ここで言及される「経節」は徳慧注第2章経節(66)に引用される『5つの要件をそなえた御声の解説』(gSung dbyangs yan lag lnga dang ldan pa'i bshad pa)を指すであろう。堀内 2016: 128, fn. 846を参照。
- 17 出典は『広義法門経』(Arthavistara)である。本経は有部阿含においてDīrghāgamaの第2経として配置されている。当該箇所に先行して、『釈軌論』第2章経節(62)において詳細な語義解釈および解説(説法者の20のあり方がいかなる過失の対治であるか)が与えられている。堀内 2016: 115f.を参照。以下、HARTMANN 1991による再構成テキストを示す(ただし、丸括弧内のローマ数字は筆者らが加えたもの。以下の引用においても同様である)。
AvDh 4: kathikenāyusmanto /// (16.4) dhārmīm kathām /// (14.5) katamair viṃśatibhis tadyathā (i) kālena (2.a) kathā kara/// (ii) (satkṛtya) (iii) (anupūrvam) ...
- 18 聴法の16のあり方のうち、(ii)について、『釈軌論』における訳例は gus pa, 徳慧注における訳例は bkursti である。また (iii) について、『釈軌論』における訳例は sri zhu, 徳慧注における訳例は nyan par gus pa である。このように訳例は異なるが、原語はそれぞれ(ii) satkṛtya, (iii) śusrūṣamāna として同一であると推測される。
- 19 出典は同じく『広義法門経』である。当該箇所に先行して、『釈軌論』第2章経節(63)において詳細な解説(聴法者の16のあり方がいかなる過失の対治であるか)が与えられている。堀内 2016: 120f.を参照。以下、HARTMANN 1991による再構成テキストを示す。(iii)以下は注35を参照。
AvDh 5: ///(17.a) śro(tavyaḥ katamaiḥ ṣoḍa)śabhiḥ (i) kālena dha(rmaḥ śrotav)(19.u)y(aḥ) (ii) satkṛtya (iii) śusrūṣa(māṇena) ...
- 20 第2章の訳注研究である堀内 2016: 115f.を参照。
- 21 第2章の訳注研究である堀内 2016: 120f.を参照。
- 22 Theg pa chen po'i mdo sde bsdus pa. 当該の経典については出典が不明である。ただし興味深いことに、世親の説明による限り、以下の引用は「4種の〔獵〕犬の如き4種の人物」(注25を参照)および『広義法門経』における「聴法者の16のあり方」を前提としている。
- 23 bye brag byed pa'i sems.
- 24 五蓋の「貪り」(rāga)、「怒り」(pratigha)、「疑念」(vicikitsā)の3者に加え、styāna-middhaを「落ち込み」と「居眠り」とのふたつに分け、audhatya-kaukṛtyaを「浮つき」と「後悔」とのふたつに分けると合計7になり、それが「〔最初の〕7句」に対応する。
- 25 [rgon pa'i] khyi lta bu'i gang zag bzhi. おそらくはEkottarikāgamaに含まれる経典と推測されるが、現時点では出典を比定できていない。

- 26 (a) 適切でない時に大便をする獵犬の如き人物と、(b) [獵師の] 弾指を眺める獵犬の如き人物と、(c) 周囲を眺める獵犬の如き人物を指す。徳慧注を参照。
- 27 (d) 堅実に理解する獵犬の如き人物を指す。徳慧注を参照。
- 28 獵犬の如き人物 (a) (b) (c) の対治が、『大乘經典集／撰大乘經』における 27 の心のうち(8)(9)(10)であるという趣旨であろう。整理すれば以下のとおり。

獵犬の如き人物の類型	説法時における当該の人物のふるまい	そのふるまいの対治となる心
(a) 適切でない時に大便をする獵犬の如き人物	欲望・瞋恚・害意の思いめぐらしを思惟する	(8)善なる心
(b) [獵師の] 弾指を眺める獵犬の如き人物	説法者の顔・弾指を眺め、説法者の話を理解しない	(9)理解する心
(c) 周囲を眺める獵犬の如き人物	説法者の話を理解しても忘れる	(10)敬う心

このうち、(c) 説法者（および説法者が語る法）に対する「敬い」が教法の忘失を防ぐとする点は、次節にて取り上げる「3種の器」に平行する『縁起經論』に確認される(3)「敬意をもたずに把握された〔教え〕は保持されないから」と一致する。つまり、徳慧が引用する『広義法門經』にも記されているように、聴き手に説法者および説法者が語る法に対する「敬意」がある場合、教法の忘失は起こりにくいと捉えられているようである。注 38 を参照。

- 29 ここでの「戒」は「説法者が戒を保っているかどうかは不問に付す」という意味であろうか。その説法者の語る内容が正しいものであれば、その説法者が持戒者であるかどうかは不問に付すべきだとの意味であろうか。あるいは、「戒」とは説法者の振る舞いや性格を指すであろうか。
- 30 説法者が口授する、文言の精確でないテキストに含まれる勝れた内容に依拠する心という意味であろうか。
- 31 世親による以上の解説を要約すれば、『大乘經典集／撰大乘經』に説かれる「27の心」について、(1) - (7) が五蓋の除去に、(8) - (11) が「4種の〔獵〕犬の如き4種の人物」に、(12) - (27) が『広義法門經』における聴法の16のあり方に対応する。
- 32 以上3つは、いわゆる欲尋、恚尋、害尋。
- 33 当該箇所のみ、*rngon pa'i khyi dus ma yin par rtug pa'i gang zag lta bu* というように *lta bu* が末尾の位置にあるが、他の箇所（四例）では *rngon pa'i khyi dus ma yin par rtug pa lta bu'i gang zag* とある。このように *lta bu* の位置は異なるものの、ここでは同一原語とみなし、訳語を変えることはしない。
- 34 *AvDh*, *AvDh(tib.)* では(xii)と(xiii)の順序が反対である (HARTMANN 1991: 349, 12)の指摘)。徳慧注の所引經文は、第2章における引用例も含めてこの順序であり、『釈軌論の百經節』(*Iyākyāyuktisūtrakhaṇḍasāta*)も徳慧注と同様である。
- 35 『釈軌論』第2章經節(63)の注釈に際して徳慧自身が引用する經文 (*VyYT*, D si 210a7-b2, P i 81b5-8) とほぼ同一である。堀内 2016: 120f. を参照。以下、HARTMANN 1991 による再構成テキストを示す。
AvDh 5: ... śro(tavyaḥ katamaiḥ ṣoḍa)śabhiḥ (i) kālena dha(rmaḥ śrotav)y(aḥ) (ii) satkṛtya (iii) śuśrūṣa(māṇena) (iv) (anasūyatā) (v) (anuvīdhīyamānena) (vi) (anupālabhāprekṣiṇā) (vii)(dharme gauravam upasthāpya) (viii) (dharmakathī)ke pudgale gaurav(am) upasthāpya (ix) dharmam aparibhavatā (x) dharmā(kathikaṃ pudgalaṃ aparibhavatā) (xi) (ātmānam apa)ribhavatā (xii) ek(āgracittena) (xiii) (ājñācittena) (xiv) (avahitaśrotre)ṇ(a) (xv) samāvarjitaṃ mānasena (xvi) sarvacetasā (samānvāhṛtya dharmāḥ śrotavyaḥ).
- 36 当該箇所は後代の文献によく引用される箇所である。SAMTANI 1971: 83-84, fn. 8; SKILLING 2000: 301-302, fns. 9, 10, 11, 12 が指摘するように、『現觀莊嚴光明論』(*Abhisamayālaṃkāṛālokā*, AAĀ(W) 137.26-138.6; AAĀ(V) 333.6-12)、『決定義經注』(AVSN 83.3-13)、『頌義集』(GAS, D 243a2-4)などに引用されている。

何れも『釈軌論』当該箇所を参照した上での記述であろう。さらに、『プトン佛教史』(Bu ston chos 'byung 44.20-45.1, OBERMILLER 1931: 79)、ツォンカパの『菩提道次第小論』(Lam rim chung ngu 38.20-39.9)にも引用される。ツルティム・藤仲 2005: 42, no.6 では関連資料として『縁起経論』(Prajñāyasaṃpādavyākhyā) が挙げられているが、ツォンカパによる記述は両文献を総合したものと推測されるため、そこに『釈軌論』を加え得る。

37 AN 3.3.30 に類似した内容がある(浪花 2017: 40-42 を参照)。おそらく世親は AN 3.3.30 と平行する *Ekottarikāgama* に基づきこの喩えを着想したと推測されるが、残念ながら *Ekottarikāgama* の残存するサンスクリット写本に対応箇所は見い出されないため、出典は不詳である。

38 『釈軌論』と同趣旨の記述が『縁起経論』(サンスクリット写本残存箇所)に確認される。その趣旨は何れも「それゆえ、聴け、よく、ただしく意を向けよ」(tac chṛṇta sādhu ca suṣṭhu ca manasi kuruta) との定型句に対する注釈の形を採り、定型句を「聴け」「よく〔意を向けよ〕」「ただしく意を向けよ」と三区別し、それぞれの句が聴聞者の三類型に対応すると世親は解釈する。

PSVy 613.15-614.6: tad ity ayaṃ nipāto vākyopanyāse tasmādarthe ca. śṛṇuteti śrotrāvadhāne prayojayati.

sādhu ca suṣṭhu ca manasi kurutety aviparītadaragrahaṇe. parśado deśanābhājanatvāpādanārtham. anyathā hi deśanāyāḥ sāphalyaṃ na syāt tribhir doṣaiḥ. ākṣepadoṣeṇa vyañjanasyāśravaṇāt. prajñādoṣeṇa vā viparītavyañjanārthagrahaṇāt, svastyariṣṭādivat. mandacchandadoṣeṇa vānādarō¹ dgrhītasādhāraṇāt. parāṇmukhāśucichidrabhājaneṣu vṛṣṭyasāphalyavat tadapraveśavaikṛtyānavasthānataḥ.

「それゆえ (tad)」というこれは、文章の添加〔の意味〕で、そして、それゆえという意味で〔用いられる〕不変化詞²である。「(1) 聴け」とは、(1) 耳を傾けることへと〔聴衆を〕誘導する (prayojayati)。「(2) よく、(3) ただしく意を向けよ」とは、(2) 顛倒なく、(3) 敬意をもって把握することへと〔聴衆を誘導する〕。聴衆を教えの器たるものとするためである。というのは、そうでないなら、3つの過失によって、諸の教えが実りあるものとならないであろうからである。(1) 散漫の過失によっては、音節を聴かないからである。(2) 智慧の過失によっては、顛倒した音節の意味³を把握するからである。スヴァスティ (吉兆) とアリシュタ (死の前兆、死相) などのように。(3) 弱い意欲という過失によっては、敬意をもたずに把握された〔教え〕は保持されないからである。〔あたかも、〕(1) 口が下を向いた・(2) 不浄な・(3) 穴の空いた器に対しては、雨水が実りあるものとならないように。それ (器) の中には、〔雨が〕入らず・変化してしまい・留まらないからである。」

¹ anāgraho-をチベット訳に基づき anādarō-に訂正する。PSVy, D 3b1, P 3b7: ma gus pas (bzung ba mi 'dzin pa'i phyir ro ||). Cf. AVSN 83.9: anādarōdgrhītasādhāraṇāt.

² この「不変化詞」(nipāta) との一語は、サンスクリット写本断片にはあるがチベット訳 (『縁起経論』本論・徳慧注) にない。ただし本論の当該箇所を参照したと思われる『決定義経注』の記述には nipāta の一語が含まれているため (AVSN 83.4)、チベット語への翻訳に際して用いられたサンスクリット写本に欠落していた可能性もある。

³ 『縁起経論』本論のチベット訳では PSVy, D 3a7, P 3b6: yi ge dan don phyin ci log tu 'dzin pa'i phyir とあるが、徳慧注のチベット訳では PSVyT, D 74a7, P 87a4: yi ge'i don phyin ci log tu 'dzin pa'i phyir である。喩例として取り上げられている svasti と ariṣṭa とは、意味は正反対であるものの音節が正反対であるわけではないため、徳慧注の読みを採る。

39 AN 3.3.22 に類似した内容がある。浪花 2017: 28-29 を参照。

40 医師による「飲食物の規定」(annapānavidhi) は、『チャラカサンヒター』では第 27 章 (矢野 1988: 191f.) に、『スシュルタサンヒター』では第 1 篇第 46 章 (大地原 1993: 201f.) にある。

41 'khrus pa の原語は不明。『チャラカ』『スシュルタ』において「下痢」を示す用語は atīsāra.

42 Negi s.v.によれば、推定原語は ācāma, bhaktamaṇḍa, taṇḍulodaka など。下痢時に摂るべき適切な飲食物について、『スシュルタ』第 6 篇第 40 章は「それ (絶食) の後、消化剤を混ぜた粥などの食事が適切である」(SS 6.40.25cd: tataḥ pācanasamyukto yavāgvādikramo hitaḥ ||, 大地原 1993: 723); 「嘔吐が終わった後は、一般に淡白なる食物を食すべく、酪漿 (khaḍayūṣa) 粥にピツパラなどを混ぜたものを服用すべし」(SS 6.40.27: kāryaṃ ca vamanasyānte pradravaṃ laghubhojanam | khaḍayūṣayavāgūṣu pippalyādyam ca yojayet ||,

大地原 1993: 723) という。『チャラカ』第 2 章 19 節は「五根よりなる粥は、ヴァータ性の下痢に際して飲まれる」(CS 2.19: peyo savāte pāñcamūlikī ||) という。この五根について矢野 1988: 21, n. 11 は「五根とは śālaparnī, pṛṣṇiparnī, bṛhatī, kanthakārī, gokṣura の 5 つ」と注記する。

- 43 Negi s.v.によれば、推定原語は dadhimaṇḍa.
- 44 Negi s.v.によれば、推定原語は mandāgni.
- 45 Negi s.v.によれば、推定原語は cūrṇi, vicūrṇi, kaṇa, raja, parāga, manthā.
- 46 あるいは「油を塗って」(snum thong la)。
- 47 Negi s.v.によれば推定原語は virecana, vireka.
- 48 Negi s.v.によれば推定原語は yavāgū, peyā など。何れも病人用の薄い粥ないし漉さないままの米の粥を指す。『チャラカ』第 2 章には 28 種の yavāgū の分類があり (矢野 1988: 21f.)、第 27 章 250 節以下には peyā の分類がある (矢野 1988: 21f.)。
- 49 当該箇所は難解であるため、チベット訳文を提示しておく。(2) gnyis pas ni nyes par bzung ste | dper na 'khrus pa la 'bras khu lud cig ces bsgo ba las | zho ga(ga) D; kha P) chu blud pa dang | drod chung ba la phyē ma sbyar ba las phyung ste | pho sum re re 'goms shig ces bsgo ba las | rgyun mi 'chad par thams cad 'gams pa dang | 'di ltar snum thong la 'di ltar bkru sman 'thungs shig || 'thungs nas kyang 'di ltar 'bras khu dang | thug pa la sogs pa rim gyis longs spyod cig ces bsgo ba las | nyi ma gcig nyid la thams cad byas so ||
- 50 当該箇所は『頌義集』(GAS, D 242b5-7/243a1)、『プトン佛教史』(*Bu ston chos 'byung* 45.1-3, OBERMILLER 1931: 79) に引用されている。
- 51 当該箇所は『プトン佛教史』(*Bu ston chos 'byung* 4.10-16, OBERMILLER 1931: 9-10; 上野 2018) に要約的に引用されている。
- 52 yongs su byang ba. 蔵漢大辞典 p. 1873, および堀内 2016: 69, fn. 450 (そこに 2 箇所出る sbyang は byang の誤り) を参照。
- 53 『増阿』36.1 (第二十八卷、聽法品第三十六第一經) および 52.5 (第五十一卷、大愛道般涅槃分品第五十二第五經、T2, 825c22-29) と平行する。以下は前者: T2, 702c23-703a1: 聞如是。一時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。爾時世尊告諸比丘。隨時聽法有五功德。隨時承受不失次第。云何爲五。(1) 未曾聞者便得聞之、(2) 以得聞者重諷誦之、(3) 見不邪傾、(4) 無有狐疑、(5) 即解甚深之義。隨時聽法有五功德。是故諸比丘。當求方便隨時聽法。如是諸比丘當作是學。爾時諸比丘聞。佛所說。歡喜奉行。
パーリ平行経は AN 5.21.202, Dhammasavaṇasutta である。AN III 248.2-6: pañcime bhikkhave, ānisaṃsā dhammasavaṇe. katame pañca. (1) assutaṃ suṇāti, (2) sutam pariyoḍapeti, (3) kaṅkham vihanati, (4) ditṭhim ujum karoti, (5) cittam assa pasīdati. ime kho bhikkhave, pañca ānisaṃsā dhammasavaṇe ti.
『成実論』卷一六にも引用される。T32, 366c21-25: 又経中説聞法五利、(1) 未聞則聞 (2) 已聞明了 (3) 斷疑 (4) 正見 (5) 以慧通達甚深義趣。未聞則聞已聞明了是名聞慧。斷疑正見是名思慧。以慧通達是名修慧。
「摂積分」にも引用される。T30, 755a27-b3: 復有五因、謂 (1) 我當聞所未聞、(2) 我當聞已研究、(3) 我當除斷疑網、(4) 我當棄背諸見、(5) 我當以慧通達一切甚深句義。諸佛世尊説此五種、顯聞思修三所成慧清淨方便。謂初二種顯聞所成慧、次二種顯思所成慧、後一種顯修所成慧。(『顯揚聖教論』T31, 540b17-21 とほぼ同文である。チベット訳では VyS, D hi 58a4-8, P yi 69a2-5 に該当する)
- 54 徳慧注によれば、「設定」(rnam par gzhas pa, *vyavasthāna) は「蘊」ないし「証淨」のすべてに係る。
- 55 徳慧注にしたがって「我見取の」(bdag tu lta ba'i VyY(DP))を「我語取の」(bdag nyid du smra ba'i VyYT(DP))に訂正する。
- 56 この che ba'i bdag nyid (*māhātmya)を「沙門果」から「佛不共法」までに係るものとみなす。
- 57 原文は sangs rgyas 'byung ba gzhan dag las sam | 'dir thos par(par] P; pa D) brjod dam |. わかりにくい。

- 58 上記の『成実論』、「摂積分」も「聴聞の5つの利点」を三慧に担当している。
- 59 『釈軌論』本文は「我見取」であるが、徳慧注の「我語取」が正しい。
- 60 『中阿』103「師子吼経」、T1, 591a28-b1: 復有沙門梵志施設斷受。然不施設斷一切受。施設斷欲受戒受見受。不施設斷我受。；『摂事分』「沙門」, T30, 854b7-9: 其我語取於一切時、一切外道悉皆共有、是故外道於自於他、我語取中、皆不施設斷遍知論。(向井 1985 における科段では VI.1.i に相当する)
- 61 thos par 'gyur ro] em.; thob par 'gyur ro VyYṬ(DP)
- 62 『釈軌論』の当該箇所は『頌義集』に引用され(第1解釈は GAS, D 237b3-7, 第2解釈は D 240a6-7)、また、プラジュニャーヴァルマンの『ウダーナヴァルガ・ヴィヴァラナ』にも引用される(UvV II 629-631)。双方の内容は『釈軌論』の記述をそのまま援用したものである。さらに、『プトン佛教史』には当該箇所を要約した記述があり(*Bu ston chos 'byung* 3.18-4.9, OBERMILLER 1931: 9; 上野 2018)、そのプトンによる要約が『菩提道次第小論』に踏襲されている(*Lam rim chung ngu* 36.20-37.7, ツルティム・藤仲 2005: 41)。
- 63 『釈軌論』の当該箇所に引用され、Uv 22.6 に平行するこの韻文は、『ウダーナヴァルガ』の第2系統に一致する。『瑜伽師地論』所引偈よりサンスクリットが回収されている(Śarīrāthagāthā 22)。
 śrutvā dharmām vijānāti śrutvā pāpaṃ nivarttate |
 śrutvā hy anarthaṃ **tyajati** śrutvā prāpnoti nirvṛtim || (ENOMOTO 1989: 30-31)
 第1系統の Uv 22.6 (BERNHARD Ed.) は以下のとおり。第2系統とは b 句と c 句がそれぞれ異なる。
 śrutvā dharmām vijānāti śrutvā pāpaṃ **na sevate** |
 śrutvā hy anarthaṃ **varjayate** śrutvā prāpnoti nirvṛtim ||
- 64 宗教的行為の一環として、殺人を犯したりすること。
- 65 煩惱・業・生の汚れ (saṃkleśa) を三種雑染という。
- 66 この『ニャグローダ [経]』は第2章経節(3)にも言及・引用される(堀内 2016: 10, fn. 72 を参照)。出典は不詳であるものの、徳慧が引用する箇所を見る限り、『長阿含』「戒蘊品」に属する諸經典と同じ戒蘊定型句をもつ。そのため、『破僧事』(*Saṅghabhedavastu*, 『沙門果経』相当箇所)、または『葉事』(*Bhaiṣajyavastu*, 八尾 2013: 164f.) などから平行するサンスクリット・チベット訳文を、ある程度回収し得る。
 なお、「ニャグローダ」(尼俱陀/尼拘陀)と呼ばれる人物が対告衆である經典として『長阿』5「散陀那経」(DN 25, *Udumbarikasīhanādasutta*)、単独經典『尼拘陀梵志経』(T no.11)があるものの、徳慧注所引の経文と全く一致しない。
- 67 bsgrub par bya. 「理解すべき」とも訳し得るが、ここでは説法者(の予備軍)に対する、世親による『ニャグローダ経』を引用した上で論証せよ」との指示であると解釈し、「論証すべき」と訳した。
- 68 以下に『破僧事』における平行箇所を引用する。<>はサンスクリット写本の校訂者である R. GNOLI による補いであることを示す。SBhV II 230.11-17: iha mahārāja śāstā loka utpadyate <tathāgato 'rhan samyaksambu>ddhaḥ vidyācaraṇasaṃpannaḥ sugato lokavid anuttaraḥ puruṣadamyasārathiḥ śāstā devamanuṣyāṇāṃ buddho bhagavān, sa dharmam deśayati, ādau kalyāṇam madhye kalyāṇam paryavasāne kalyāṇam svarthaṃ suvyañjanaṃ kevalam paripūrṇam <parisuddham> paryavadātam brahmacaryaṃ praśāsayati, taṃ dharmam śṛṇoti gṛhapatir vā gṛhapatiputro vā.
- 69 徳慧注では当該箇所以下、かなりまとまった分量の『ニャグローダ経』の引用があるも、それらはすべて諸多の阿含經典に見られる定型句であるため、ここでは省略する。
- 70 Mvy(S) 3720; Mvy(IF) 3718 に基づく原語推定。「如来がお説きになられた法と律に対する信の獲得と、出家ないし漏尽に至るまでの実践」をその内容に含み、尚かつ *Gaṇaka* をその名称に含むのは『中阿』144「算數目捷連経」；単独經典「佛説数経」(T no. 70, T1, 875a11f.)；MN 107 *Gaṇakamoggallānasutta*. CHUNG and FUKITA 2011: 128-129 を参照。

本研究は JSPS 科研費 JP17K02224 の助成を受けたものである。

キーワード：『釈軌論』、『釈軌論注』、世親、徳慧、聞法、敬聴